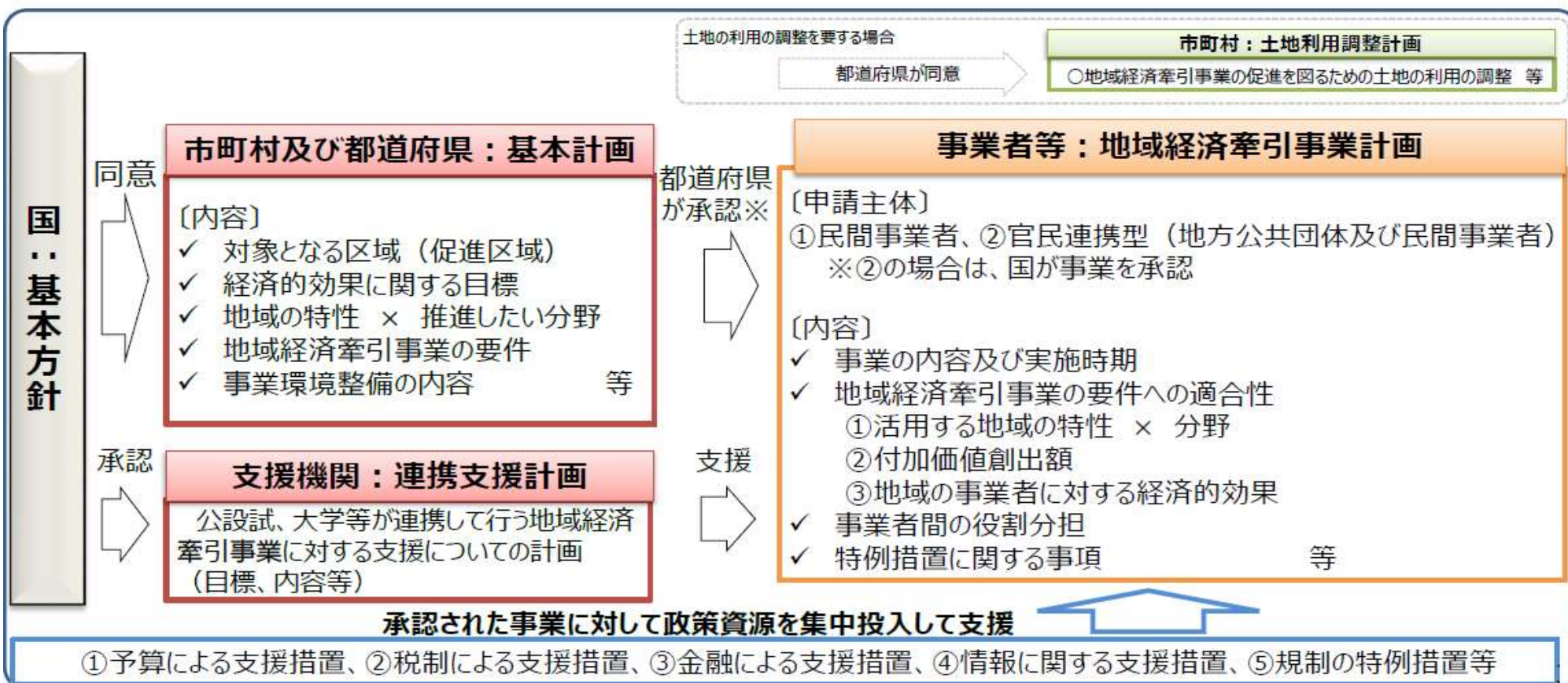


■ 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（概要）

※申請時の審査において地域経済牽引事業計画の認定事業者が参画する場合は加点

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業（*）計画を、都道府県知事が承認。
* 定義の要点：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす 事業
- 国は、連携支援計画を承認し、地域経済牽引事業に対して支援を行う者【地域経済牽引支援機関】を支援。



■ 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（支援措置等）

① 予算による支援措置

○地域未来投資促進事業（31年度予算案額158.6億円）

・地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、ものづくり・サービスの開発、事業化・市場獲得まで、一体的に支援。

- 1）総合的なイノベーション支援（地域中核企業ローカルイノベーション促進事業）
- 2）ものづくり・サービスの開発（戦略的基盤技術高度化・連携推進事業）
- 3）事業化・市場獲得（戦略分野における地域経済牽引事業支援事業）

○ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

（31年度予算案額50億円（新規））

・事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援。
・加えて、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資を支援

○地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業

（30年度第2次補正予算案額12億円）

・公設試・大学等によるイノベーション支援体制構築に資する設備導入・人材育成等を支援。

○地方創生推進交付金の活用（31年度予算案額1,000億円）

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援。

（設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化）

② 税制による支援措置

○課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

- ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
※上乗せ要件を満たす場合、50%特別償却、5%税額控除に引上げ
- ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 金融による支援措置

○資金供給の円滑化

・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資
・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム（RESAS）等を活用

⑤ 規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の緑地面積率の緩和
・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案の創設